

---

# 「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No.36 2015.12.15

---

## 【目次】

- 1 2015 年度研究総会
  - 2 2015 年度大会
    - 2.1 運営委員会
    - 2.2 事務総会
  - 3 2016 年度研究会・大会について
  - 4 事務局からの連絡:会費の納入
- 

## 1 2015 年度研究総会

2015年6月5日(金)、東京大学・東洋文化研究所で、今年度の大会が開催されました。例年通り、午前中に運営委員会が開かれ、午後に総会(事務総会)と研究会が行われました。研究会に参加された潘芳芳会員から、参加記を寄せていただきました。

### 1.1 研究総会

テーマ「民族自治・区域自治—その法制とその適用運用実態と—」

#### 【企画の趣旨説明】

篠田優(北星学園大学)

#### 【報告】

小林正典(和光大学)

中国における持続可能な発展と民族法制

伊藤未帆(神田外語大学)

国民国家建設期ベトナムにおける「民族」の創出と自治の「不在」

渋谷謙次郎(神戸大学)

クリミア問題と自決権のイデオロギー

### 1.2 参加記

「2015 年度社会体制と法研究会に参加して」

潘芳芳(名古屋大学)

2015年度の研究会は、「民族自治・地域自治—その法制とその適用運用実態と—」をテーマとして、東京大学東洋文化研究所で開催された。

企画を担当された篠田会員の「趣旨説明」にあるように、民族問題は特定の民族集団とその集団が生活圏を有する国家との間の利害対立にとどまるものではなく、複数の民

---

族集団相互の対立・緊張という問題も併行しえ、地域的問題という側面も有している。こうした諸問題に一定の解決を与えようとする理念として「民族自治」、「地域自治」を想定することができる。今回の研究会では、中国、ベトナム、ロシアの3カ国において、「民族自治」・「地域自治」という理念が法的にいかにかに定立され、あるいはされていないのか、加えて、そうした具体的な国で現実に生起している事件・事態を取り上げることで、「民族自治」「地域自治」の法制の適用・運用実態について、報告・討論が行われた。

まず、小林報告「中国における持続可能な発展と民族法制」は、憲法における民族自治、民族区域自治法の改正、民族区域自治法実施規定の制定、18期4中全会の「依法治国」決定など、中国の民族法制に関わる大きな出来事を検討することにより、中国における民族法制の実態を明らかにし、残された課題を指摘した。具体的にいえば、まず、憲法には民族自治に関する規定が設けられているが、民族自治地方の自治権は中央政府から高度な制約を受けており、実質的な自治権を持たない。また、民族区域自治法は、市場経済に適合するように関連条項の修正を行ったが、西部大開発に関する条項が少なく、必要な予算を配分する個別具体的な法制度が不十分であり、自治権の侵害を防止する規定や罰則規定を欠いており、民族自治地方の自治権は内部事務を自身で管理する権限にすぎない。一方、民族区域自治法実施規定が人間開発の思想に接近し、その実効性を高めようと試みたことや、民族文化論研究が近年増加していること、および18期4中全会の「依法治国」決定の影響により、民族区域自治制度が変容する可能性はあるものの、少数民族区域における裁判官の人材難の解消は容易ではなく、「以德治国」に資する類の「習慣法」が持続する可能性が高いと報告者は指摘した。

次に、伊藤報告「国民国家建設期ベトナムにおける民族の創出と自治の不在」は、公的な民族枠組みによって区切られた多民族国家ベトナムの民族規定、民族自治区の成立および廃止の歴史を紹介し、ベトナムにおける民族創出の試みがあったが、分離独立という意味での自治権は否定された実態を明らかにした。また、近年キン族が教育上の少数民族優遇政策を利用するために民族籍を変更することが多くなっていることから、民族区分の形骸化の問題が生じていると指摘した。さらに、民族法制定にむけた動きを議論し、民族法制定による民族区分の見直しが実現すれば、国民国家ベトナムのかたちをめぐる本質的転換を余儀なくされる事態にも発展するのではなかろうかと示唆された。

最後に、渋谷報告「クリミア問題と自決権のイデオロギー」は、クリミアの前史からロシアへの編入までの歴史を紹介し、クリミア問題から見えた自決権のイデオロギーを指摘した。その一つはウクライナの民族政策の失敗、もう一つは民族自決権をめぐるロシアのダブルスタンダードである。また、ロシアへの編入に関する住民投票の真実性について、クリミア住民の意思が本当のものであれば、数年の熟慮期間を置いて、国際監視団のもとで再度住民投票を実施すればよいという見解を示した。

中国やベトナムなど多民族国家においては、国家の統合、社会秩序の安定性を維持するために、少数民族を適切に取り込む必要がある。その一つの方法は、民族区域自治を採用することである（中国では民族区域自治制度を実施しており、ベトナムでも民族自治区を設立し区域自治制度を実施した経験がある）。しかし、今回の中国とベトナムの民族自治に関する報告でも分かるように、民族区域自治は少数民族の経済・文化・教育の面での優遇策に着目されることが多いが、強力な中央集権システムの下で、少数民族が

実質的な自治権（政治権力）を与えられるわけではない。したがって、民族自治は空疎な政治的スローガンであり、少数民族地域を支配的に統治し、対外的安全保障を確保するための道具にすぎないかもしれないと改めて感じた。

(以上)

## 2 2015 年度大会

### 2.1 運営委員会

運営委員会で審議または報告された事項は以下のとおりです。

#### (1) 会員現況

新入会員 0名  
退会者 5名  
会員総数 63名

#### (2) 会誌

15号は2015年内の発行を目指す。  
16号は2015年度内の発行を目指す。

#### (3) 2016 年度研究総会

以下のように決まりました  
日付：2016年6月3日（金）  
会場：神戸大学（渋谷謙次郎委員担当）  
テーマ：「ASEAN 共同体と法」（篠田優企画委員担当）

#### (4) 決算

報告どおり承認されました。

#### (5) 予算

報告どおり承認されました。

#### (6) その他

以下の事項が承認されました。

- ① 総会案内の送達方式を郵送から原則メールに変更する。
- ② シンポジウム打合せのための費用を、同メンバーの申出により、財政状況に応じて一部補助する。

### 2.2 総会(事務総会)

総会では、2014年度の活動報告と決算、2015年度の活動計画と予算が審議され、異議な

く承認されました。

### 3 2016 年度大会・研究総会

日付：2016年6月3日（金）

会場：神戸大学（詳細は次回ニュースレターでお知らせします）

テーマ：「ASEAN 共同体と法」（企画：篠田優）

### 4 事務局からの連絡

#### (1) 会費納入のお願い

本会では毎年度会誌を発行することとなっており、その後に会費を請求してきたところ、近年、会誌発行が遅れがちであったため、会費の請求もそれに合わせて遅らせてきました（例えば本年4月3日発行の事務局ニュース No.35 で請求したのは2014年度分でした）。しかしそうすると校費等で処理する際に不都合を来すという問題があることから、今後は会誌発行と会費請求をリンクさせずに、毎年度、当該年度の会費を請求することにいたします。

また今後は原則メールにて事務局ニュースをお送りし、そこで会費を請求することになります。従来、郵送の場合には振込用紙を同封しておりましたが、今後はお手数ですが、指定の口座（下記参照）に振り込んでいただきますようお願いいたします。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、早速ですが、**2015年度**の会費（年4,000円）を下記の口座に振り込んでいただきますようお願いいたします。

※なお2015年度以前の未納分がある方、または2016年度分の会費をすでに納入いただいた方もいらっしゃいます。納入をお願いする年度についてはメール本文に記載しておりますので、ご確認ください。

#### 会費振込用口座（郵便振替口座）

口座番号：00980-4-149498

#### 加入者名：「社会体制と法」研究会

銀行名： ゆうちょ銀行

金融機関コード： 9900

店番： 099

店名： ○九九店（ゼロキュウキュウ店）

預金種目： 当座

口座番号： 0149498

カナ氏名（受取人名）： 「シャカイタイセイトハウ」ケンキュウカイ

(2) Web サイトの移転・拡充

本研究会の Web サイトは小森田秋夫会員のご厚意によりこれまで開設・運営されてきましたが、会として運営すべく、準備を進めて参りました。このたび高見澤磨運営委員（広報担当）および鷗田えみ会員のご尽力により、その移転・拡充作業が完了いたしました。新 URL は以下のとおりです。

<http://assls.sakura.ne.jp/>

(3) 電子的公開について

過日、『社会体制と法』誌および『事務局ニュース』の電子的公開に向けて、それらに掲載された論文等の執筆者各位に電子的公開の許諾をお願い申し上げました。おかげさまで多くの執筆者各位からお認めいただきました。ご協力いただき誠にありがとうございました。

なお、本来ならばすでに電子的公開をしている予定でしたが、事務局の不手際により、いまだ果たせておりません。今後、準備が整った分、上記 Web サイトに順次アップロードし、電子的公開を進めていく予定ですので、今少しお待ち下さい。

## 「社会体制と法」研究会事務局

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町 1-6  
大阪大学大学院法学研究科 坂口研究室内  
研究会サイト URL: <http://assls.sakura.ne.jp/>